**利用者の皆様へ**

**屋外スポーツ広場のご利用について**（テニス・グラウンドゴルフなど）  
**＜施設利用申し込み方法＞**

**（１）利用対象者**

千葉市在住または在勤の障害者(児)団体及び高齢者団体で、人数は５名以上かつ４分の３以上が市内在住または在勤の方とします。

※障害者(児)団体とは…使用者の過半数が障害者手帳（身体・知的・精神）所持者で構成

される団体を基本とする

※高齢者団体とは…60歳以上の方で構成される団体

（ただし、ボランティアとして60歳未満の方がいる場合はご相談ください。）

**（２）利用前手続**

　　　① 団体登録を窓口にておこなってください。

提出書類：「団体登録申請書」・「貸出し施設利用者名簿」

② 団体登録が承認されたら、予約を取る事ができます。※参照：下記(３)予約方法

③ 予約日の前開館日17:00までに「施設使用許可申請書」を提出していただき、「施設使用

許可書」の交付を受けてください。

※障害者(児)団体の場合は障害者手帳、高齢者団体の場合は年齢を確認できる証明書を、

初回団体登録時と各年度最初の利用時に提示してください。

**（３）予約方法**

施設利用の予約は１日１件までで、障害者福祉センター窓口・電話・FAXでの受け付けと

なります。

1. 受付開始日

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 受付開始日 |
| 障害者（児）団体 | 利用する日の２か月前 |
| 高齢者団体 | 利用する日の１４日前 |

　　　　　※受付開始日が休館日の場合は翌開館日となります。

　　　② 受付時間

|  |  |
| --- | --- |
| 火～土曜日 | 午前８時４５分～午後８時４５分 |
| 日曜日 | 午前８時４５分～午後５時１５分 |

　　　　　※受付開始日の午前８時４５分～９時１５分に受けた予約申し込みについては仮受付とし、

同一の利用時間に申し込みが重複した場合は抽選となります。

予約の決定については、午前９時１５分より順次お知らせします。

※FAXによる予約申し込みは、受付開始日の前日から受付開始日の午前９時１５分までと

なります。

**（４）利用時間**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 午　前 | 午　後 | |
| ９時～１２時 | １時～５時（４時）※① | ５時～８時　※② |

※１日に１コマまでの予約です。

当日の利用後に空いている場合は、続けて利用することができます。

※①テニスの利用は、午後４時までです。

※②日曜日の利用は、午後５時までです。　　　　　　　　　　　　　　　　　**裏面に続く→**

**＜利用にあたっての注意事項＞**

（１）利用前に事務所で受付を行い、帰る際に終了の報告をお願いいたします。

（２）利用時間を厳守し、貸出時間内に準備・後片付け(原則各自)を行い、返却してください。

**【終了時間５分前に、ご利用の設備・備品等をチェックさせていただきますので、それまでに必ず**

**後片付けを終え退出してください。】**

（３）利用できる備品等限られており、準備に時間のかかる物もありますので、当日利用する備品等は事前に必ず申請書にご記入ください。ご利用当日では、貸出しできない場合があります。

（４) 会場の規模によりご利用頂けない競技もありますので事前にお問い合わせください。

（５）運動に適した服装・**運動靴**を使用してください。

（６）更衣室使用の際には、事前に事務所にお声かけください。また、服を着替える際は更衣室を

使用してください。

（７）広場内での**飲食は禁止**ですが、ふたのある容器での水分補給は可能です。

（８）**ハーモニープラザ敷地内での喫煙は禁止**となっています。

（９）貴重品は、各自の責任において管理してください。

（10）傷害保険には加入していませんので、必要な場合は各団体で加入願います。

（11）営利を目的とした場合ご利用できません。

（12）**駐車場の台数に限りがありますのでご了承ください。**

**＜設備および備品一覧＞**

**屋外スポーツ広場【人工芝：５８×１７ｍ】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | テニス | 支柱、ネット（１組）防球フェンス、ボール |
| ２ | グラウンドゴルフ | 屋外用セット（１セット） |
| ３ | アーチェリー | 的 |
| ４ | ゲートボール | 屋外用セット（１セット） |

**＜アーチェリー場としての利用について＞**

初心者のみ及び障害者のみでは利用できません。

詳しくは障害者福祉センターまでお問い合わせください。

**＜施設利用のキャンセルについて＞**

（１）施設利用をキャンセルする場合は、必ず障害者福祉センターまでご連絡ください。

（２）「施設使用許可書」の受領後にキャンセルする場合は、「施設使用取消届」を該当日の

「施設使用許可書」と併せて提出してください。

☆ご不明な点がございましたら、障害者福祉センターまでお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

千葉市障害者福祉センター（月曜・祝日休館日）

ＴＥＬ ０４３－２０９－８７７９

ＦＡＸ ０４３－２０９－８７８２

　　　　　　　　　　　　令和　７年　４月　１日　改定